

I 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

暴力は重大な人権侵害であり、誰に対しても決して許されるものではありません。しかし、DVは、家庭内など、外部からはその発見が困難な場において行われることから、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。その一方で、社会全体の問題とは扱われにくく、被害者の人権が十分に保護されてきたとはいえない状況です。

DVの被害者は、多くの場合女性です。これは、性別によって固定的に役割を分けて考える「固定的性別役割分担意識」が根強いことにより、経済的・社会的な自立が困難な状況に置かれた女性が、暴力を我慢せざるを得ない場合が多いことも、理由の一つとして考えられます。DVは、女性と男性がお互いを尊重し合う男女共同参画社会を実現するうえで、大きな妨げとなります。

県では、2001年制定のDV防止法に基づき、2002年に配偶者暴力相談支援センターを設けるとともに、2004年のDV防止法の改正を踏まえ、2006年には「かながわDV被害者支援プラン」を策定しました。その後、2007年のDV防止法の改正を踏まえ、2009年に「かながわDV被害者支援プラン」を改定し、DV被害者の相談や保護、自立の支援などに取り組んできました。

2013年には、DV防止法の適用対象を、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者についても、配偶者からの暴力被害者に準じて扱うなどの法改正が行われました。この改正を踏まえ、2014年に計画の名称を「かながわDV防止・被害者支援プラン」（以下「プラン」という。）に変更するとともに、これまでの被害者支援の取組みに加え、DV防止の取組みを強化する改定を行いました。しかしながら、DVの根絶のためには、依然として様々な課題が残されています。

このため、県民の皆様などのご意見やご提案、神奈川における現状と課題や社会情勢等を踏まえながら、重点目標を定めるとともに、充実・強化が必要なポイントに特に重点的に取り組むなど、DV防止と被害者支援の取組みをさらに一層進めるため、プランを改定します。

2 計画の対象地域

この計画は、神奈川県内全地域を対象としています。

3 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及

I 計画の基本的な考え方

び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。

- (2) この計画は、県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画です。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画である「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」における、配偶者等からの暴力防止及び暴力被害者への支援を重点的に推進するための計画です。
- (4) この計画は、人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶をめざしており、2015年に国連で採択された「SDG^(*)s」における17ある目標の一つである「ジェンダー平等」と理念を共有するものです。今後、DV防止と被害者支援の施策に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図ります。

4 計画期間

計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

ただし、法改正や国の基本方針の見直し、社会情勢の変化に伴い新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じ、見直すこととします。

(*)「SDG^s」:

2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDG^s)をいう。‘誰一人取り残さない’を理念とし、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。17ある目標のうち5番目が「ジェンダー平等の実現」で、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことを目標に掲げている。

Column

● 女性に対する暴力根絶のために ～紫色（パープル）に込められたもの～

本来、暴力は、性別や関係性を問わず、決して許されるものではありません。しかし、暴力の被害者の多くが女性であるということや、社会的に女性の地位が低い現状などを踏まえて、国は、「特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある」としています（2001年6月5日「男女共同参画推進本部決定」）。

女性に対する暴力根絶のシンボルとして、「パープルリボン」があります。また、女性に対する暴力をなくすための様々な取組みに、パープルが使われています。

毎年11月12日から11月25日までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。近年、期間中に、パープルリボンにちなんで、建物を紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」が各地で実施されていますが、これは、女性に対する暴力根絶の願いと、被害を受けた方に対する「ひとりで悩まず、まずは相談してください。」というメッセージが込められています。

暴力は、ふるわれた本人だけでなく、それを目撃した子どもにも強く影響し、様々な心身の不調として現れます。大人になっても、過去の経験がその人を苦しめることが少なくありません。暴力は、いかなる理由があっても絶対に許されません。

(パープルリボン)



(女性に対する暴力をなくす運動)



(画像は内閣府男女共同参画局HPより)